

金沢でんき

(新規創業応援プラン)

料 金 表

2025 年 9 月 1 日実施

金沢エナジー株式会社

金沢でんき（新規創業応援プラン）

目 次

本	則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1. 契 約 種 別・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	2. 適 用 範 囲・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	3. 契約の申し込み・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	4. 契約電流および契約容量・・・・・・・・	1
	5. 料 金・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	6. 契約の解約・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	7. そ の 他・・・・・・・・・・・・・・・・	3
附	則・・・・・・・・・・・・・・・・	5
別	表・・・・・・・・・・・・・・・・	6

本 則

1. 契約種別

この料金表の金沢でんき（新規創業応援プラン）（以下「この料金表」といいます。）の契約種別は、金沢でんき（新規創業応援プラン）といたします。

2. 適用範囲

この料金表は、お客さまが次のいずれにも該当し、お客さまと当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 当社が別に定める電気需給約款（低圧）（以下「需給約款」といいます。）14（電灯需要）(1)の対象となるお客さまで、次のいずれかに該当すること。
 - イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
 - ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 北陸電力送配電株式会社または配電事業者（以下「一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款の接続供給の対象（富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部）であること。
- (3) 電気の需要場所において、当社と次のいずれかの約款にもとづき、ガス使用契約を締結されているまたは締結されること。
 - イ 一般ガス供給約款または簡易ガス小売供給約款
 - ロ 選択約款
- (4) この料金表による契約の申し込み時点で、原則として、1年以内に創業され、当社のガス供給区域の市町を管轄する地方公共団体の商工業振興に係る補助金等の交付決定を受けていること。

3. 契約の申し込み

お客さまが新たにこの料金表による契約を希望される場合は、あらかじめこの料金表を承認のうえ、申し込みをしていただきます。

なお、申し込みには、原則として、1年以内に創業されたことを証明するものおよび当社のガス供給区域の市町を管轄する地方公共団体から商工業振興に係る補助金等の交付が決定されたことを証明するものが必要となります。

4. 契約電流および契約容量

契約電流および契約容量は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電流
 - イ 契約電流は、原則として、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。
 - ロ 一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電

流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。

(2) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、需給約款別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）(1)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

5. 料 金

料金は、基本料金および電力量料金の合計から(3)のガスセット割引額および(4)イによって算定された新規創業応援割引額を差し引いたものに、需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、電力量料金は、需給約款別表 2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、基本料金および電力量料金の合計から(3)のガスセット割引額および(4)イによって算定された新規創業応援割引額を差し引いた金額が負となる場合は、その 1 月の料金は、零円に再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

(1) 基本料金

イ 2（適用範囲）(1)イに該当する場合

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	296 円 45 銭
契約電流 15 アンペア	444 円 68 銭
契約電流 20 アンペア	592 円 90 銭
契約電流 30 アンペア	889 円 35 銭
契約電流 40 アンペア	1,185 円 80 銭
契約電流 50 アンペア	1,482 円 25 銭
契約電流 60 アンペア	1,778 円 70 銭

ロ 2（適用範囲）(1)ロに該当する場合

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	296 円 45 銭
---------------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	30 円 21 銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	34 円 03 銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	35 円 70 銭

(3) ガスセット割引額

イ 2（適用範囲）(3)イに該当する場合

ガスセット割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	200 円 00 銭
---------	------------

ロ 2（適用範囲）(3)ロに該当する場合

ガスセット割引額は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	300 円 00 銭
---------	------------

(4) 新規創業応援割引額

イ 新規創業応援割引額は、1月につき、次によって算定された金額といたします。

新規創業応援割引額＝ロの割引対象額 × ハの割引率

ロ 割引対象額は、基本料金および電力量料金（需給約款別表2（燃料費調整）(1)へによって算定された燃料費調整額は含まないものといたします。）の合計といたします。

ハ 割引率は、3.0 パーセントといたします。

(5) 新規創業応援割引額の適用期間

新規創業応援割引額の適用期間は、原則として、この契約が成立した日の直後の検針日以降、1年目の日が属する月の検針日の前日までといたします。

6. 契約の解約

2（適用範囲）(3)を満たしていないことを当社が確認した場合は、需給約款 39（解約等）に準じて解約することがあります。

7. そ の 他

(1) 虚偽の申し込みによりこの料金表の適用となっていることが明らかになった場合は、当社は、この料金表による契約を解約し、すでに適用した新規創業応援割引額と同額を、原則として、虚偽の申し込みが明らかになった日の直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

(2) 当社は、需給約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、電力量料金における料金適用上の電力量区分は、別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

(3) その他の事項については、需給約款によるものといたします。

附 則

1. この料金表の実施期日

この料金表は、2025 年 9 月 1 日から実施いたします。

2. 契約電流および契約容量についての特別措置

- (1) 当社以外の小売電気事業者から電気の供給を受けていたお客さまが新たにこの料金表および需給約款にもとづく需給契約を希望される場合で、お客さまが当社以外の小売電気事業者との需給契約により本則 4（契約電流および契約容量）以外の方法で契約電流または契約容量を定めていたときは、本則 4（契約電流および契約容量）にかかわらず、当社以外の小売電気事業者との需給契約における契約電流または契約容量等を基準として、協議により契約電流または契約容量を定めることがあります。
- (2) (1) の適用を受け需給契約が消滅した需要場所（一般送配電事業者等がこの料金表および需給約款に係る供給設備〔引込線、計量器等〕をすべて撤去した場合を除きます。）においてお客さまが新たにこの料金表および需給約款にもとづく需給契約を希望される場合の契約電流または契約容量は、(1) に準じて定めることがあります。
- (3) 当社は、お客さまが(1)または(2)により定めた契約電流または契約容量をこえて電気を使用され、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて適正でないと認められる場合には、原則として、契約電流または契約容量をこえて電気を使用した直後の料金の算定期間の始期から、契約電流または契約容量を適正なものに変更していただきます。
- (4) (1)または(2)により契約電流または契約容量を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備等を変更される場合には、当社に申し出ていただきます。この場合の契約電流または契約容量は、原則として、本則 4（契約電流および契約容量）により定めます。

別 表

料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

(1) 基本算式

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(2) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。